

## 定款第11条第1項「社員候補者選定方法」に関する細則

### (委員会の設置)

第1条 社員を選ぶ準備をする委員会として社員選定準備会を設置する。

### (社員選定準備会の構成と招集)

第2条 社員選定準備会は、社員選定準備委員をもって構成する。

2 社員選定準備委員は、以下の基準を参考に、理事会が選任する。

- (1) 学年幹事(2学年)から5名程度。
- (2) 大学・短大・高校の学種別幹事が充足されるようにする。
- (3) 理事1名

3 社員選定準備会の事務所は本部同窓会室とする。

4 社員選定準備会の招集は理事会が決定し、会長が招集する。

### (社員選定の過程)

第3条 6月定例社員総会3カ月前から、会長の招集により社員選定準備会を発足し、立候補者・推薦者の公募を開始する。

2 社員公募期間は原則1カ月間とする。

3 社員選定準備会は、公募期間終了後、定例社員総会10日前までに、社員候補者名簿を会長に提出する。

### (社員選定の基準)

第4条 社員は公募を原則とする。

(1) 自由立候補

- ・自薦で立候補するものは賛同者1名と共に申し出る。
- ・他薦で立候補するものは、推薦者3名で申し出る。

なお、賛同者、推薦人は同時に重複して他候補者の賛同者、推薦人になることはできない。

(2) 各支部からの推薦者

(3) 理事会が推薦者を依頼した同窓会会員組織からの推薦者

(4) 前任会長(会長交代後2年間は継承のために在籍する)

2 候補者に各世代、学種別(高校・短大・大学・大学院)の偏りがないように配慮する。

3 社員総会の固定化を防ぎ、同時に継承を実現するために社員交代に当たっては、半数程度の社員が継続出来るように配慮する。

### (細則の変更)

第5条 細則の変更は、理事会が起案し、社員総会の承認を得なければならない。